

山村振興法は昭和40年に議員立法として制定され、10年毎に5回の延長がされ、延長時には内容の改正も行われています。現行法は平成27年に延長・改正されたもので、期限は令和7年3月となっています。

今回、山村振興法の改正時期を迎えるにあたり、山村振興施策について、必要に応じて制度を見直すなどして山村振興を一層強力に進めていただくよう要請していきたいと考えておりますので、下記アンケートへのご協力をよろしくお願い致します。

## 項目0 アンケート回答者

Q アンケートの回答者の所属についてご記入ください。

〇〇県（都道府県回答の場合） or 〇〇県〇〇町（市町村回答の場合）

## 項目1 山村振興法の条文について（別添の山村振興法の条文（参考資料）を参照下さい）

Q 現行の山村振興法の条文内容についてご意見があれば記入をお願いします。

(回答例)

- ・現在の山村振興法の条文については内容等の充実が図られていることから特段の意見はない。
- ・山村振興法の〇条について、山村で重要と考えるためさらなる充実を要望する。

## 項目2 山村の価値について

Q 山村の価値についてポテンシャルを発揮していくためにはどのような方策が必要か記入をお願いします。

(回答例)

- ・山村振興の意義を国民全体で共有することで山村の価値を向上させる。
- ・山村の〇〇については誇れる部分であると感じているので誇れる部分を最大限活用することが価値を向上させると考える。
- ・山村の〇〇が魅力的であり〇〇をすることでポテンシャルが上がると感じている。

## 項目3 山村の課題について

Q 山村の抱える課題について記入をお願いします。

(回答例)

- ・近年の気象変動により、災害への不安がある。
- ・山村で生活することで〇〇について特に困難であると感じている。

#### 項目4 施策を進めていくために必要な支援のあり方

Q 山村活性化支援交付金を知っていますか。またそのあり方について記入をお願いします。

(回答例)

- ・知っている。山村活性化交付金を利用することで地域資源を活用した商品開発ができることがよい
- ・国100%のソフト事業は魅力的
- ・地域の独自性を反映できるためよい交付金と感じる。
- ・小規模でのハードの対応を可能としてほしい。
- ・交付金が終了した後の商品販売につながるフォローアップが必要と感じる。
- ・定率でもよいので大規模なハード対応を可能としてほしい。(〇〇施設の改修ができれば・)

#### 項目5 重点的に講じていくべき施策

Q 山村振興施策の中で重点的に講じていくべき内容について記入をお願いします。

(回答例)

- ・地域資源の活用、人材育成、所得向上のためには山村活性化支援交付金の継続は必要。
- ・〇〇に関する内容について重点的な対策が必要と考える。

#### 項目6 そのほか

Q そのほか山村振興施策に関してご意見等あれば記入をお願いします。

自由記載

アンケート回答者

〇〇県〇〇町〇〇課長 〇〇 〇〇

質問は以上になります。ご回答へのご協力、誠にありがとうございました。